

# 播磨町分別収集計画書

(平成19年8月)

兵庫県 播磨町

# 播磨町分別収集計画

## 1．計画策定の意義

今日の廃棄物問題は、ごみ排出量の増大及びごみ質の多様化や有害化により、ごみの中間処理がより一層困難となってきたり、また最終処分場の残容量も少なくなってきたりしているところである。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動及びライフスタイルによるところが大きい。このことは同時に環境問題にもなっており、無限にあると思われていた資源が有限であることが明確となり、資源と地球環境は将来にわたって共有すべきものとして保全していくことが必要だと認識されるようになってきた。

これらを解決して快適で潤いのある生活環境をつくり、長期的に維持していくためには、事業者・消費者・行政が、製品の生産・流通・消費のすべての過程の中で環境や資源に配慮するという考えのもとに、社会・経済・生活様式を見直し、それぞれの役割と責任を認識し、廃棄物となるものの発生を各段階で抑制し、また再資源としてその利用を促進し、環境への負荷の少ない社会・経済システムを形成していく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、事業者・消費者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進し、最終処分場の延命化が図られるとともに、資源の有効利用と廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

## 2．基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

住民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。

全ての関係者が一体となったごみ排出抑制と資源再利用の促進を進める。

## 3．計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

## 4．対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ガラスびん、茶ガラスびん、その他ガラスびん、紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装、PETボトル及びその他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507

【内訳】

（単位：t）

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
スチール缶	53	53	53	53	53
アルミ缶	48	48	48	48	48
小計	101	101	101	101	101
無色ガラスびん	132	132	132	132	132
茶色ガラスびん	77	77	77	77	77
その他ガラスびん	27	27	27	27	27
小計	236	236	236	236	236
紙パック	88	88	88	88	88
段ボール	404	404	404	404	404
その他紙	593	593	593	593	593
PETボトル	151	151	151	151	151
その他プラチック	934	934	934	934	934
合計	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては事業者・消費者・行政及び再生業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

教育・啓発活動の充実

町の広報紙や啓発パンフレット及びごみ処理施設の見学会を通じて、住民と事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の切迫及び処理経費の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に行う。

集団回収支援制度

住民団体による資源回収について、奨励金交付、牛乳パック回収での回収用コンテナの貸与やストックヤードの確保及び再生メーカーへの運搬支援をすることにより、ごみの排出抑制効果の拡充を図る。

### リサイクルプラザの運営

住民自らの手でリサイクルを体験するため、指導員の助言で廃棄物の再生を体験・見学できるリサイクルプラザにて、ごみとして排出された牛乳パックや食用廃油を材料とした紙すき教室や石鹸づくり教室を体験し、また再利用できる品物を展示及び提供する等により、再生利用の意義を啓発する。

### 再生紙使用マークの普及

広報刊行物や事業所のパンフレット、チラシ等へ再生紙使用マークの普及を図る。

### 『ごみ減量化、再資源化推進宣言の店』募集・指定

町内でごみ減量化及び資源回収を行っている店舗に対し『ごみ減量化、再資源化推進宣言の店』の募集を行う。指定することにより事業者の意識啓発と事業者、消費者、行政が一体となったごみ減量化、再資源化運動の積極的な展開を図る。

### マイ・バッグ・キャンペーン運動の実施

買物袋持参運動を促進するため、広報紙に呼びかけ文を掲載する。

### 家庭ごみ有料化の検討

資源化できない家庭ごみの有料化等を検討する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、住民の協力度、町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール缶	缶 類
アルミ缶	
無色ガラスびん	無色ガラスびん
茶色ガラスびん	茶色ガラスびん
その他ガラスびん	その他ガラスびん
紙パック	紙パック
段ボール	段ボール
その他紙	その他紙
P E T ボトル	P E T ボトル
その他プラスチック	その他プラスチック



PETボトル	町収集	36		36		36		36		36	
		(引渡量) 36	(独自処理量)	(引渡量) 36	(独自処理量)	(引渡量) 36	(独自処理量)	(引渡量) 36	(独自処理量)	(引渡量) 36	(独自処理量)
その他プラスチック	町収集	297		297		297		297		297	
		(引渡量) 297	(独自処理量)	(引渡量) 297	(独自処理量)	(引渡量) 297	(独自処理量)	(引渡量) 297	(独自処理量)	(引渡量) 297	(独自処理量)
合 計		1,057		1,057		1,057		1,057		1,057	

注：引渡量は、指定法人による引き取り予定量、独自処理量は市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用する。具体的な実施方法としては、町による直営収集、民間業者による委託収集及び住民団体による集団回収など、出来るだけ多様な方法にて、引き続き実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金 属	アルミ製容器	缶 類	町による定期収集	町
	スチール製容器			
び ん	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	・住民団体による集団回収 ・委託業者による定期収集	民間業者 委託業者
	段ボール	段ボール	・住民団体による集団回収 ・委託業者による定期収集	民間業者 委託業者
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	委託業者による定期収集	委託業者
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	事務組合
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期収集	事務組合

10．分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶については、当町のリサイクル施設にて圧縮・保管し、再利用する。びんについては、びん原料製造メーカーのリサイクル施設にて破砕のうえ、再利用する。また、PETボトル及びその他のプラスチックについては、加古郡衛生事務組合リサイクルプラザの減容化施設にて圧縮・保管し、再利用する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール缶	缶 類	プラスチック コンテナ	塵芥収集車	塵芥処理センター (選別・圧縮) 74m <sup>3</sup>
	アルミ缶				
ガ ラ ス	無色ガラスびん	無色ガラス	ドラム缶	多室型分別 収集車	びん原料製造メーカー (破砕・再利用)
	茶色ガラスびん	茶色ガラス			
	その他ガラスびん	その他ガラス			
紙  類	紙 パ ッ ク	紙パック	ビニール袋	軽トラック	塵芥処理センター (保管) 20m <sup>3</sup>
	段ボール	段ボール	縛る	ダンプ車	民間業者
	その他紙	その他紙	袋又は縛る	ダンプ車	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	PETボトル	PETボトル	プラスチック コンテナ	塵芥収集車	加古郡リサイクルプラザ (減容化) 45m <sup>3</sup>
	その他プラスチック	その他プラスチック	ビニール袋	塵芥収集車	加古郡リサイクルプラザ (減容化) 270m <sup>3</sup>

11．その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・ 自主的な分別排出や地域リサイクル活動を推進していくため、各自治会内に1人以上の衛生委員を配置する。
- ・ 子ども会等住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付及び集積場所や回収機材の貸与などの援助を行う。
- ・ 分別収集計画記載事項の実績を確認し、次期計画改定時には、実績を基にした事後評価を行う。